

工事請負契約に係る中間前金払制度の導入について

平成 25 年 4 月 1 日

1. 中間前金払制度の導入目的

建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中で、請負業者の資金調達の円滑化を図り、市発注工事の適正な履行を確保することを目的として、平成 25 年 4 月 1 日から「中間前金払制度」の運用を開始します。

2. 実施時期

平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を締結する建設工事(全工種)で、1 件の請負代金額が 1,000 万円以上で、かつ、工期が 120 日以上のもものが対象となります。

3. 中間前金払の支払条件(認定要件)

- (1)1 件の請負代金額(消費税及び地方消費税を含む。)が 1,000 万円以上で、かつ、工期が 120 日以上であること。
- (2)既に当初前金払による支払を受けていること。
- (3)工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (4)工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5)既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (6)第 5 条に規定する請負契約の契約締結時において、中間前金払を選択していること。
※条件(6)は、部分払対象工事(設計書で部分払あり と指定した工事)の請負契約に限り、選択届を提出いただきます。